

青森県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条に規定する障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、青森県障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、第1条の目的を達するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者差別解消相談事業等で対応した相談に関する情報共有・協議に関すること。
- (2) 前号の相談に対する構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押しに関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の協議・提案に関すること。

(構成及び任期等)

第3条 協議会は、別表の行政機関、障害者当事者、関係団体、有識者により構成する。

2 委員は知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出する。

3 副会長は会長の指名により選出する。

4 会長は、協議会を総理し、協議会の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(守秘義務)

第6条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、青森県健康福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 8月29日から施行する。

(別表)

行政機関	青森地方法務局 青森労働局 青森県健康福祉部障害福祉課 青森県教育庁学校教育課
障害者当事者	一般財団法人 青森県身体障害者福祉協会 一般社団法人 青森県ろうあ協会 一般社団法人 青森県視覚障害者福祉会
関係団体	公益社団法人 青森県医師会 青森県弁護士会 東北税理士会青森県支部連合会 一般社団法人 青森県手をつなぐ育成会 青森県社会保険労務士会 NPO法人 青森県精神保健福祉会連合会 社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 青森県商工会議所連合会
学識経験者	学識経験者